

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター業務方法書の変更について

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の業務方法書について、地方独立行政法人法第22条第1項の規定に基づき、平成24年1月12日付けで法人から知事に対し変更の申請があったため、これを認可することに関する同法第22条第3項の規定に基づく当評価委員会の意見について検討する。

1. 業務方法書変更の理由

岐阜県総合医療センターに障がい児病棟を整備して重症心身障害児の入所施設の運営を行うために法人の定款に定める業務の範囲が以下のとおり変更されたため、それに伴い業務方法書に関しても所要の変更を行う必要がある。

変 更 前	変 更 後
(略)	(略)
(業務の範囲) 第17条 法人は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 (1) 医療を提供すること。 (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 医療に関する教育及び研修を行うこと。 (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。 (5) 災害時における医療救護を行うこと。 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	(業務の範囲) 第17条 法人は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 (1) 医療を提供すること。 (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 医療に関する教育及び研修を行うこと。 (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。 (5) 災害時における医療救護を行うこと。 (6) 重症心身障害児の入所施設の運営を行うこと。 (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
(略)	(略)

2. 業務方法書変更の内容

定款の業務の範囲の変更に従い、第3条「業務実施の方法」の記載を改める。

旧	新
(略)	(略)
(業務実施の方法) 第3条 法人は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款第17条第4号及び第6号に掲げる業務実施に当たり、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。	(業務実施の方法) 第3条 法人は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款第17条第4号及び第7号に掲げる業務実施に当たり、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
(略)	(略)

<p>附 則</p> <p>この業務方法書は、岐阜県知事の認可のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>附 則</p> <p>この業務方法書は、岐阜県知事の認可のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この業務方法書の変更は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。</u></p>
--	--

【参 考】

地方独立行政法人法

(業務方法書)

第二十二条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

岐阜県地方独立行政法人法施行細則

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二条第二項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務を委託する場合の基準
- 二 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の執行に関し必要な事項